

3月3日定例記者会見事項書

令和8年3月3日（火）午前11時～

本庁舎5階 会議室501

1. 市長からの発表

- (1) 「かがやけ！暮らし商品券」取扱店、購入者の募集開始 ----- (資料No.1)
- (2) 自殺対策強化月間（3月）の取り組み ----- (資料No.2)
- (3) 令和9年「二十歳のつどい」
第1回実行委員会の開催と実行委員募集継続について ----- (資料No.3)
- (4) 新たな居場所『スマイルハウス』プロジェクト始動 ----- (資料No.4)
- (5) 学校給食食器の入れ替えとリサイクルの取り組み ----- (資料No.5)
- (6) 「忍びの里の木を活かす伊賀市木材利用方針」策定 ----- (資料No.6)
- (7) ～伊賀のコレカラを考える～ イガコレ観光 EXPO2026 ---- (資料No.7)

2. その他

- (1) 人権啓発パネル展 ----- (資料No.8)
- (2) 本庁舎アート情報 ----- (資料No.9)

担当連絡先
伊賀市かがやけ！くらし商品券事業実行委員会 (事務局：産業農林部商工労働課商工振興係) 担当者名：藤森、稲垣、酒井 電話番号：0595-41-1160

かがやけ！くらし商品券の取扱店、購入者の募集開始について

1 発表事項の概要

かがやけ！くらし商品券事業実行委員会が実施する商品券の取扱店及び購入者の募集開始について情報提供します。

2 発表内容

(1) 目的

多くの方に情報を知ってもらうため。

(2) 内容

資料のとおり

(3) 募集方法

【取扱店】

- | | |
|-------|-----------------------------|
| ①応募先 | 上野商工会議所又は伊賀市商工会本所・島ヶ原を除く各支所 |
| ②応募期間 | 3月2日(月)から8月31日(月)まで |
| ③応募資格 | 伊賀市内に住所を有する店舗、事業所等 |
| ④応募方法 | 申込用紙に必要事項を記入のうえ提出 |

【購入者】

- | | |
|-------|---------------------|
| ①応募先 | 実行委員会 |
| ②応募期間 | 3月9日(月)から3月31日(火)まで |
| ③応募資格 | 伊賀市内に住所を有する方 |
| ④応募方法 | ウェブ又は専用はがき |

(4) 実施日・場所等

記載のとおり

(5) 結果の発表方法

【取扱店】書類が整えば登録完了

【購入者】締め切り後応募多数の場合は抽選



プレミアム付き商品券事業 かがやけ！くらし商品券



最新情報はこちら

☎ 伊賀市かがやけ！くらし商品券事業実行委員会 ☎ 41-1160 (専用ダイヤル)
 ○上野商工会議所 ☎ 21-0527 ○伊賀市商工会 ☎ 45-2210 ○商工労働課 ☎ 22-9669

伊賀市かがやけ！くらし商品券事業実行委員会では、物価高騰の影響を受ける市民の皆さんや事業者を支援するため、プレミアム付き商品券「かがやけ！くらし商品券」事業を実施します。

商品券の購入、取扱店の登録にはそれぞれ事前に手続きが必要となりますので、下記の注意事項をよく読んで、期日までに手続きをお願いします。



プレミアム率
100%!



© いが☆グリオ実行委員会

令和7年度かがやけ！くらし商品券の概要

【商品券使用期間】 4月20日(月)～8月31日(月)

- 商品券は1セット10,000円分(1,000円券×10枚)を5,000円で販売するお得な商品券です。
- 商品券は、市内の登録された店舗や事業所で使用できます。
※一部使用できない商品があります。(たばこ、金券など)
- 10枚の商品券の内訳は、『全店共通券』4枚と、大型小売店を除く『地元専用券』6枚となります。
- 商品券は、市民1人につき、2セットまで購入できます。
- 購入希望者が多い場合は、抽選で購入者・セット数を決定します。

商品券の『購入』を希望する市民の皆さんへ

商品券の購入は、事前申し込みにより購入者を決定した上での販売となります。事前申し込みをしていない人は購入できません。

【申込方法】 原則申込フォーム(専用はがきも可)

【注意事項】

- 申し込みは「返信メールの受信」で完了となります。返信メールが届かない場合は申し込みができていない可能性があります。もし届かない場合はお問い合わせください。
- 当選者には後日「引換コード」をメールまたは郵送します。
- 購入の手続きは広報いが4月号をご覧ください。

【申込期間】 3月9日(月) 正午～31日(火) 正午

※専用はがきの場合は当日消印有効



申込フォーム

◆住民税非課税世帯などへ

「1世帯あたり1セット」を支給します

【対象者】 下記のどちらにも当てはまる世帯

- ①基準日(令和7年12月1日)に伊賀市に住民登録がある世帯
- ②令和7年度住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯

【支給方法】 対象世帯の世帯主宛に郵送

※4月20日(月)以降、順次発送予定です。

※対象世帯の人も、商品券を購入できます。

☎ 生活支援課 ☎ 22-9674

商品券の『取り扱い』を希望する市内店舗・事業所の皆さんへ

商品券の取り扱いには、事前の登録申し込みが必要となります。取扱店の登録申し込みをしていない店舗・事業所などは商品券を取り扱うことができません。

【申込方法】 必要書類を下記まで持参(郵送の場合は事前連絡)

【必要書類】

- ①登録申込書* (指定様式)
- ②誓約書* (指定様式・要押印) *申込先に用紙があります。
- ③指定金融機関の口座番号がわかるもの(任意様式) ※指定できない金融機関があります。

【申込先】 ○上野商工会議所(上野丸之内500) ○伊賀市商工会 本所(下柘植723-1)・各支所(島ヶ原を除く。)

【申込期間】 3月2日(月)～8月31日(月)

※3月25日(火)までに登録が完了した場合、商品券販売時に同封するチラシに事業者名を掲載します。

WEBでカンタン！



©いがグリオ実行委員会



かがやけ！ くらし 商品券

プレミアム率
100%

5,000円で10,000円分の商品券が買える!!

商品券
利用期間

令和8年4月20日月 ~ 8月31日月

有効期限を過ぎたお買いもの券は使用・換金できません

商品券の購入をご希望の方は下記・裏面をご確認ください

商品券の事前申込

先着順ではありません

- ▶商品券の購入を希望される方は事前申込が必要です。
- ▶事前申込は指定の期間内に手続きを行ってください。
- ▶原則WEBによる応募とします。
- ▶はがきによる応募の場合は専用はがき（右記）のみ有効です。

事前申込期間

令和8年3月9日（月曜 正午） ~ 3月31日（火曜 正午）

商品券購入者の決定

- ▶応募多数の場合は抽選により当選者を決定します。
- ▶当選者にはメールまたははがきで「引換コード」を発行します。
- ▶引換コードがないと商品券の購入はできません。

商品券の販売

- ▶商品券は1セット5,000円で対面販売します。
- ▶指定の期間内に購入してください。（期限経過後は購入不可）
- ▶事前に指定された場所以外での購入はできません。
- ▶引換コードがあればご本人でなくても購入できます。

販売期間

令和8年4月20日（月曜） ~ 5月29日（金曜）

専用はがきをお使いの場合は点線に沿って丁寧に切り取ってください/用紙が不足する場合はコピー可

切手を
貼って
ください

5 1 8 8 5 0 1

R8.3.31消印有効

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市かがやけ！くらし商品券

事業実行委員会 宛

（伊賀市商工労働課内）

※WEB申し込みの場合は使用しません

伊賀市かがやけ！くらし商品券事業実行委員会

専用ダイヤル（平日9:00-17:00）
☎0595-41-1160

上野商工会議所 21-0527
伊賀市商工会 45-2210
伊賀市商工労働課 22-9669

注意事項 (必ずお読みください)



- 申込資格** 伊賀市在住の方 / 年齢制限なし / 1人2セットまで申込可
- 発行総数** 発行総数63,000セット (地域内循環額 6億3千万円)
- 応募結果通知** 応募者多数の場合は抽選となります。応募者全員には、4月中旬頃に当落または購入希望セット数の減冊などの結果をお知らせします。当選者には「**引換コード**」をメール等で通知します。(引換コードの提示がないと商品券の購入ができません) 抽選の当落等についてのお問い合わせにはお答えできません。
- 利用方法** 商品券1セットには、取扱店全店で利用できる「全店共通券」が4枚と、大規模小売店を除く取扱店で利用できる「地元専用券」6枚が綴られています。商品券の利用にあたっては、購入時にお配りする取扱店一覧表や、公式ホームページ、取扱店のポスターやのぼりを掲示している店舗等をご確認の上ご利用ください。
- 利用できないもの** 不動産や金融商品 / たばこ / 金券やプリペイドカードなど換金性の高いもの / 国税や地方税の支払いその他伊賀市かがやけ! くらし商品券事業実行委員会が利用対象として適切でないと認められたもの



商品券にお釣りは出ません。1人の申込が重複した場合、初めに有効となった申込以外は無効となります。

詳しくはホームページ <https://iga-ueno.or.jp/premium2025/> をご覧ください

申込方法 (先着順ではありません)

原則WEBによる応募となります

WEBによる申込方法



右記二次元コードまたは下記URLから
<https://iga-ueno.or.jp/premium2025/moushikomi/>

【個人情報の取扱いについて】

予約時にご記入いただいた個人情報は、抽選結果通知や個人を特定しない統計情報以外には一切利用いたしません。また、法令などにより開示を求められた場合を除き、本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。



ウェブでの申し込みが
楽チンでお得グリよ!

WEBの利用が難しい方

WEB入力への対応

WEB入力は、スマホやパソコンなどから簡単にご応募できます。操作方法がご不明な場合は、希望セット数や引換(購入)場所を決定の上、実行委員会までご相談ください。

専用はがきでの応募

WEBによる申込が難しい方は、左の専用はがきでご応募いただくことができます。

■専用はがき記入の注意事項

- ・黒のボールペン(消えるペン不可)で記入してください
- ・枠内にはっきり、楷書体で記入してください
- ・1枚につきお1人様の申込となります
- ・複数の申込の場合は用紙をコピーしてご使用ください
- ・裏面の切手は応募者にてご購入ください
- ・専用はがき以外での応募は無効となります
- ・記入誤りや複数名の応募などは無効となります
- ・受理、不受理に関する連絡は行いません
- ・E-mailに記載がある場合、抽選結果通知はメールで発送します
- ・E-mail欄が空欄の場合は別途発送となります

ふりがな	(せい)	(めい)
名前		
郵便番号		-
住所	伊賀市	
電話番号	()	-
E-mail		
希望セット数	セット (1or2の数字を記入)	
引換(購入)希望場所	下の1~3いずれかの数字を記入	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 伊賀市役所特設会場 (伊賀市四十九町3184番地) 2. 伊賀市青山支所(アオーネ) (伊賀市阿保151-1) 3. 伊賀市商工会本所 (伊賀市下柘植723-1) 	

※専用はがき1枚で2人以上の申し込みはできません

伊賀市かがやけ! くらし商品券事業実行委員会

専用ダイヤル (平日9:00-17:00)

☎0595-41-1160

上野商工会議所

伊賀市商工会

伊賀市商工労働課

21-0527

45-2210

22-9669

担当連絡先
伊賀市健康福祉部健康推進課
担当者名：住澤、森本
電話番号：0595-22-9653

自殺対策強化月間（3月）の取り組みについて

1 発表事項の概要

3月は「自殺対策強化月間」です。伊賀市では、「誰も自殺に追い込まれることのない伊賀市」の実現に向け、さまざまな啓発活動を実施します。

2 発表内容

(1) 目的

3月は新生活や環境の変化が集中する時期であり、その影響で自殺リスクが高まる傾向があります。こうした事情を踏まえ、厚生労働省は3月を「自殺対策強化月間」と定め、広く自殺予防の啓発活動を展開しています。自殺は個人や家庭にとどまらず地域社会全体に関わる重要課題であり、誤解や偏見の払拭と正確な知識の普及が不可欠です。本市においても、市民や関係機関と連携し、啓発と支援の充実に努めます。

(2) 内容

①商業施設での街頭啓発

日時：令和8年3月11日（水）16時30分から17時まで
場所：マックスバリュ上野店（伊賀市四十九町字堂山1850）

②パネル展示による啓発

日時：令和8年3月2日（月）から3月13日（金）まで
場所：伊賀市役所1階 市民スペース

③ウィークリー伊賀市 特集放送

期間：令和8年3月2日（月）から3月8日（日）まで
内容：「働く世代の自殺について」 上野病院公認心理師との対話

- ④市広報、ホームページでの情報提供
 - ・ 3月号広報において商業施設での街頭啓発及び相談窓口の案内について情報提供
 - ・ 3月1日公開のホームページにおいて啓発活動や相談窓口、こころの健康について情報提供

- ⑤ポスター掲示
 - ・ 月間を通して自殺対策強化月間啓発ポスターを掲示する。

- ⑥相談窓口のチラシを掲示
 - ・ 3月2日から通年で、市役所全館トイレ、各支所（伊賀支所以外）トイレ、ハイトピア伊賀全館トイレ 手洗い場に掲示する。

- ⑦SNS を通じて情報提供（伊賀市公式LINE、いが忍にんプロジェクト）
 - ・ 自殺対策強化月間 PR 及び市ホームページへのアクセスについて配信

3月 自殺対策強化月間における伊賀市の取り組み

街頭啓発

日時：令和8年3月11日（水）
16時30分から17時まで
場所：マックスバリュ上野店
内容：啓発物品の配布

パネル展示

日時：令和8年3月2日（月）から
3月13日（金）まで
場所：市役所1階 市民スペース
内容：相談窓口紹介パネル、啓発物品の配布

ウィークリー 伊賀市 特集放送

日時：令和8年3月2日（月）から
3月8日（日）まで
内容：上野病院公認心理師との対話
「働く世代の自殺について」

啓発ポスター 掲示

自殺対策強化月間（3月）を通して掲示
場所：市役所、ハイトピア伊賀、各支所、
各図書室 など
内容：自殺対策強化月間PRポスター

SNSを通じて 情報提供

日時：令和8年3月1日（日）
内容：自殺対策強化月間PR
相談窓口やこころの健康について
伊賀市ホームページへのアクセス

相談窓口の 案内

自殺対策強化月間（3月）を通して公開
内容：伊賀市ホームページに
こころの健康や相談窓口について掲載

誰も自殺に
追い込まれることのない
伊賀市の実現をめざします！



担当連絡先
伊賀市教育委員会事務局 生涯学習課生涯学習係 担当者名：本田・伊藤 電話番号：0595-22-9679

令和9年「二十歳のつどい」第1回実行委員会の開催と
実行委員募集継続について

1 発表事項の概要

政策変更後に初めて開催する「二十歳のつどい」第1回実行委員会の開催と実行委員募集継続について報告

2 発表内容

(1) 目的

未来を担う若者たちと共に、伊賀市で初めて開催する「二十歳のつどい」をより良いものとする

(5) 内容

【令和9年「二十歳のつどい」について】

日時：令和9年1月10日(日)午後1時30分～(受付午後0時45分)

場所：伊賀市文化会館

対象：平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

【「二十歳のつどい」第1回実行委員会 開催について】

日時：令和8年3月16日(月)午後7時から(1時間程度)

場所：ハイトピア伊賀5階 学習室2 (伊賀市上野丸之内500番地)

【令和9年「二十歳のつどい」実行委員募集継続について】

活動内容：月1回程度の会議をしながら、企画構成、準備、運営協力を行う
グループでの参加も可能

活動期間：令和8年3月頃～令和9年1月10日

申込方法：市ホームページ(<https://www.city.iga.lg.jp/0000013581.html>)
に掲載のウェブフォームから

(6) 主催者

伊賀市、伊賀市教育委員会

(7) その他

参考：「二十歳のつどい」開催、実行委員募集についてのウェブサイト



参考：実行委員募集のウェブフォーム



担当連絡先
伊賀市健康福祉部こども政策課 企画総務係 担当者名：半田、岡本 電話番号：0595-22-9654

新たな居場所『スマイルハウス』プロジェクトについて

1 発表事項の概要

誰かに強制されるのではなく、こどもが自ら選びたくなる場所、昔の駄菓子屋のように、用がなくても気軽に立ち寄れる空間づくりをコンセプトにした居場所を提供することを目的とした『スマイルハウス』プロジェクトを実施します。

2 発表内容

(1) 目的

『スマイルハウス』プロジェクトは民間事業所等が実施主体となり、官民連携で行う事業であり、そのスタートアップとして、JA いがふるさとが実施主体となる「JA スマイルハウス」について、本格実施に先駆け、見学会を実施します。

(2) 日時・会場

日時 ①令和8年3月30日(月)
②令和8年4月 3日(金)
各日 10:00~12:00 及び 14:00~16:00
会場 JA いがふるさと本店3階 (伊賀市平野西町1番1)

※ なお、見学会に先立ち、3月30日(月)9:40より、JA いがふるさとの協定締結式及びプロジェクト実施に伴う記者発表を行います。

(3) 参加者

伊賀市内在住の小学生はどなたでも参加いただけます。(申し込み不要)

(4) その他

- 本格的な実施は令和8年4月22日(水)を予定。
- 本格実施に向けたお申し込みについては見学会終了後の4月4日からWEBにて受付を開始します。

伊賀市での人育て スマイルハウス プロジェクト

伊賀市 × JAいがふるさと



【理念】 こどもが“選んで来たくなる”居場所へ

こども達の放課後を「本来の姿」へ

✓ 安心の再定義



「何もしなくてもいい」が
許される場所。

✓ 自発的なつながり



誰かに強制されるのではなく、
昭和の駄菓子屋のように
“用がなくても立ち寄れる”空間。

✓ こどもの主体性



大人の都合で「行かされる」
場所から、自ら「選んで
来たくなる」場所へ。

【コンセプト】 見守り × 余白 × 地域資源



遊び・会話・沈黙

学習塾でも福祉施設でもない。「余白」があるからこそ、こどもたちの本音が溢れ出します。



JAという信頼

地域に根差した「JA」という場所を活用。誰もが知る安心の拠点が、第3の居場所のハブに変わります。



第3の居場所

学校でも家庭でもない。ありのままの自分でいられるもう一つの「家」を地域に実装します。

JAにとっての「地域にひらかれた拠点」

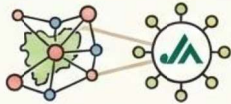


金融・営農だけではない、 「地域共生」のフロントランナーへ

JAスマイルハウスは、地域の相互扶助の組織として、JAならではの地域に根差した取り組みの一つとして、こども達の居場所づくりとして開放することで、地域づくりに貢献します。

伊賀市全域へ。横展開可能な新モデル

モデル化



JAのネットワークを活用し、市内どの地域でも「居場所」を供給可能に。

企業連携



協力企業がボランティアとして参画できる仕組み。

社会的価値



こどもの幸福度、親の就労継続などの地域の社会課題を解決します。

孤立を防ぐ予防的受け皿へ



予防的アプローチ：

問題が顕在化してから対応するのではなく、日常の中に相談できる「斜めの関係（親でも先生でもない地域の大人）」を構築。



心の安全保障：

「居場所がある」という安心感が、こどもの自尊感情を高め、孤立を未然に防ぎます。

JAスマイルハウス 事業展開ロードマップ



今後のスケジュール



事業実施スキーム

①利用申込書の提出
(利用者 → JA)



②会員証の送付・発行
(JA → 利用者)



③会員証持参による
ハウスの円滑な利用



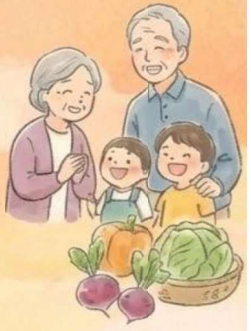

見学会の実施について

R8. 3. 30 (月) / R8. 4. 3 (金)
10:00 ~ 12:00 / 14:00 ~ 16:00
場所：JAいがふるさと本店3F
※見学会は当日参加可能 (事前申込不要)



広報活動・準備

学校への通知 / 市HP / 公式LINE
保育園保護者への通知
報道機関への情報提供 (取材対応)



こどもたちの笑顔が、 伊賀市の未来をつくる。

スマイルハウスプロジェクト、始動。



伊賀市 × JAIがふるさと

見学会は事前申込不要!

伊賀市×JAいがふるさと

JAスマイルハウス プロジェクト 見学会開催!!

第3の居場所

「子どもが『選んで来たくなる』」

2026

3/30 月 4/3 金

会場

JAいがふるさと本店3F
〒518-0820 三重県伊賀市平野西町1番1

時間

各日 10:00~12:00
14:00~16:00

対象

伊賀市内在住の小学生はどなたでもご参加頂けます。
新小学1年生(現年長)も保護者同伴でご参加頂けます。



オープン案内

近所の友だちと一緒に!お買い物の待ち時間に!

上野西小学校区

児童のみでの参加が可能です。



その他の校区

保護者付き添いであれば
参加大歓迎。



4/22(水)

放課後~17:00

JAいがふるさと本店3F

WEBお申込み

はこちらから →



お申込み・お問い合わせ

☎ 0595-24-5111

JAいがふるさと本店 総合企画部組合員課



【JAいがふるさと本店】

担当連絡先
伊賀市教育委員会事務局 学校教育課 担当者：西口、上谷 電話：0595-22-9648 (内線 2524)

学校給食食器の入れ替えとリサイクルの取り組みについて（上野東小学校）

1 発表事項の概要

児童が集めたペットボトルをリサイクルした食器に更新する。（3種類）

芭蕉の俳句をプリント（3種類の内1種類）

2 発表内容

(1) 目的

ペットボトルをリサイクルした「リサイクル PET 樹脂食器」を使うことで、児童が環境問題に興味を持つ機会とする。また、給食を通して児童に俳句に親しむ機会を設けるため、俳句が印刷されたものに更新する。

(2) 内容

- ・4年生が主になって各学年に呼びかけ、本事業に取り組む。
- ・4年生が、「リサイクル PET 樹脂食器」企画提案事業者・食器製造メーカーより食器について説明を受ける。その内容を、後日、他の学年に説明する。
- ・新食器の使用開始日は下記のとおりで、「卒業祝い献立」の日とする。

(3) 日時・場所

【場所】

上野東小学校 伊賀市緑ヶ丘中町 4352 番地 TEL0595-21-0314

【事業者による食器の説明】

令和8年3月3日 午後2時40分～2時55分 『多目的ホール』

【新食器使用開始日】

令和8年3月11日 午後0時20分～1時5分（給食時間）『各クラス』

(4) 取材対象

上野東小学校 4年生

(5) 主催者

伊賀市教育委員会事務局学校教育課



担当連絡先
伊賀市産業農林部農林振興課 未来の山づくり推進室 担当者名：山本、辻田 電話番号：0595-41-0934

「忍びの里の木を活かす伊賀市木材利用方針」の策定について

1 発表事項の概要

伊賀市では、脱炭素の推進と森林資源の有効活用を目的として、木材利用の対象を民間建築物まで拡大した新たな木材利用方針を策定しました。

2 発表内容

(1) 目的

森林資源の循環利用を進めるとともに、伊賀産材の利用促進と地域経済の活性化を図るため。

(2) 内容

- ・対象を公共建築物から民間建築物へ拡大
- ・伊賀産材の優先利用を明記
- ・公共建築物の木造化・木質化の目標設定

(3) 運用開始年月日

令和8年4月1日

(4) 対象者

市が整備する公共建築物、市内で建築を行う事業者及び市民

(5) 従来との比較

公共建築物のみを対象としていた方針を、民間建築物まで拡大した点。

(6) 他市の状況

県内 29 市町のうち 16 市町が方針改定済み。

忍びの里の木を活かす伊賀市木材利用方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定、三重の木づかい条例（令和3年三重県条例第25号）及びみえ木材利用方針（平成22年12月13日策定）に基づき、現行の「伊賀市公共建築物等木材利用方針」に、公共建築物以外の事項等を追加して「忍びの里の木を活かす伊賀市木材利用方針」として、本市における木材利用の促進を図るため定めるものである。

第1 趣旨

伊賀産材及び県産材をはじめとする木材（これを使用した木製品を含む。以下単に「木材」という。）を私たちの暮らしや経済活動に積極的に取り入れていくことは、健康で快適な暮らしの実現に寄与するだけでなく、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有するなど脱炭素社会の実現に通じ、将来にわたって私たちの生活や、私たちが住む伊賀市を豊かにしていくことに貢献するものである。

こうした認識のもと、市民一人一人が、木材利用の意義を深め、人生を豊かなものにしていくため、市が整備する公共建築物等における木材利用を推進するとともに、市民及び事業者の参加のもと、日常生活及び事業活動等における住宅、社屋等への木材利用や、様々な形で暮らしの中に木を取り入れていくことができるよう、必要な措置を講じるための指針として、この方針を作成するものである。

本方針では、市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用の目標を定めるとともに、その他市内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

第2 用語の定義

(1) 伊賀産材

伊賀市内の森林から産出された木材をいう。なお、使用の確認については、受注業者からの材料承認願等によるものとする。

(2) 県産材

三重県内の森林から産出された木材をいう。また、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合することを『「三重の木」利用推進協議会』により認証された木材製品をいう。

(3) 木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいう。

(4) 木質化

建築物の新築、増築、改築等に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第3 市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物における木材利用の促進の基本的事項

(1) 市が整備する公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、市内に整備される、法第2条第2項第1号に掲げる建築物であり、具体的には、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、診療所、運動施設（体育館、市民プール、野球場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、市営住宅等の建築物のほか、庁舎等（市庁舎、総合庁舎、出張所等）をいう。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

(3) 建築材料としての木材の利用の促進

積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、木質化を促進するものとする。

2 民間の建築物における木材利用の促進の基本的事項

(1) 民間が整備する建築物

ア 法第2条第2項第2号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び自動車専用道路の休憩所（併設される商業施設を除く）等の建築物をいう。

イ 上記「ア」以外の建築物で、事業者の社屋、店舗や工場・倉庫、個人住宅等の建築物をいう。

(2) 民間の建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

木材が断熱性や調湿性、リラックス効果等に優れ、人々に健康で快適な空間を提供するとともに、地域経済の循環や脱炭素社会の実現に寄与することに鑑み、以下の施策を推進する。

ア 伊賀産材の優先的な利用と支援

(1) に掲げる建築物の新築や木質化（内装・備品等）において、伊賀産材を優先的に利用するため、普及啓発を図るとともに、市の補助制度等の活用を促すなど、積極的な支援を行う。

イ 伊賀産材の供給・流通体制の構築支援

伊賀産材が円滑に供給されるよう、森林所有者、原木市場、製材事業者、建築関係団体等と連携し、伊賀産材の安定的な供給体制の構築に向けた支援・調整に努める。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物等の範囲

(1) 木造化を促進する公共建築物

公共建築物の整備においては、第3の1の(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

また、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

(2) 木造化を促進する対象としない公共建築物

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

(3) 木造化を促進する民間の建築物

民間の建築物の整備においては、第3の2の(1)のアの建築物について、計画時点においてコストや技術面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を図るよう努めるものとする。

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木材利用の目標

(1) 建築材料としての木材の利用の目標

市は、その整備する公共建築物のうち、第3の3の(1)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。

また、その整備する公共建築物について、木造・非木造に関わらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図ることが適切と判断

される部分について、木質化を推進するものとする。

具体的な数値目標については、別記1に定める。

(2) 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の目標

市は、その整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した製品及び消耗品の利用を促進するものとする。

(3) 木材の調達目標

市は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として伊賀産材を優先して活用し、伊賀産材による調達が困難な場合は県産材を使用するものとする。

なお、県産材については、「三重の木」認証材を優先して使用する。

また、その整備する公共建築物等において利用する備品及び消耗品（木材を原材料として使用した製品を含む。）の調達にあたっては、エコマーク・グリーンマーク等の認証製品を選択するよう心がけるものとする（グリーン購入）。

第5 その他市内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共工事における木材利用

市が発注する公共工事においては、間伐材及び木製品を積極的に利用するものとする。ただし、間伐材及び木製品の利用に当たっては、その性能、品質、維持管理コスト等を考慮するものとする。

2 公共建築物等を整備する者への要請

市は、国、県、およびその他の公共的団体等が市内で整備する建築物や実施する工事において、本方針の趣旨に則り、伊賀産材をはじめとする木材の積極的な利用が図られるよう要請するものとする。

3 普及啓発と情報発信

市は、関係団体等と連携し、市民の木材利用に対する理解の醸成を図るため、建築物等における木材（特に伊賀産材）の利用の意義や木材利用の好事例について市民に広く発信する。これにより、市民一人一人が木材利用の意義への理解を深め、日常生活における「木のある暮らし」の実践につなげるよう普及啓発を図るものとする。

具体的な数値目標については、別記2に定める。

4 コスト面で留意すべき事項

(1) 建築材料としての木材の利用のコスト

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、

維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

附則

この方針は、平成25年4月1日から運用する。

この方針は、令和8年4月1日から運用する。

別記1 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

項目	目標	定義
低層の木造化施設	100%	「木造化施設」とは、建物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という）に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の体積の5割以上に木材を利用した施設をいい、新築等された施設に占める木造化施設の割合を「木造化施設率」という。 また、木造とその他の部材との混合構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の要件を満たすものを木造化施設とする。 なお、木造化施設率算定の対象は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（3階建て以下）の公共建築物とし、施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難な施設（※注1）については、対象外とする。
木質化施設	100%	「木質化施設」とは、建築物の新築等に当たっては、玄関、受付、ロビー、教室、廊下等、市民の目に触れる機会が多い場所（火気や水、薬品等を使用するなど木質化がなじまない箇所は除く）等において木質化が行われた施設を、また、模様替えに当たっては、その内容に応じて可能な限り木材を利用した施設をいい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める木質化施設の割合を「木質化施設率」という。 なお、木質化が困難な施設（※注2）については、木質化施設率算定の対象外とする。

※注1 木造化が困難であるとされる施設に係る例示については、以下のとおり。

- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ・危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ・博物館内の文化財を収蔵し、又は展示する施設
- ・その他、機能等の観点から木造化がなじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される施設（水や薬品等に対する耐久性や重荷重に対する性能等が必要とされる施設等）

この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求めない建築物については木造化を推進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

※注2 木質化が困難な施設とは、施工内容等（防水改修工事や修繕工事等）により木質化が可能な工事箇所がない施設をいう。

別記2 民間における木材利用促進への目標

項目	目標	定義
木材利用促進についての市民啓発イベントの実施	年1回以上	関係団体等と連携し、建築物等における伊賀産材をはじめとする木材利用の意義について市民へ広く発信する。

担当連絡先
伊賀市産業農林部 観光振興課 担当者名：山田、川崎 電話番号：0595-22-9670

イガコレ観光 EXPO2026 の開催について

みだしのイベントを、2026（令和8）年3月22日（日）に開催します。つきましては、多くの方々への周知をお願いしたいので、当イベントについての取材・紙面掲載をよろしくお願い申し上げます。

1 イベント概要

- イベント名：～伊賀のコレカラを考える～ **イガコレ観光 EXPO2026！**
- 開催趣旨：伊賀の観光まちづくりに関わる様々な人々が一堂に会し、これからの観光のあり方を地域のみinnで考え、創っていくきっかけとすることにより、2022年度に策定した「伊賀市観光振興ビジョン」に掲げるめざす姿である「熱量人口の拡大」をめざす
- 日時：2026（令和8）年3月22日（日）／10時～16時30分
- 場所：ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室、新天地商店街、旧上野市庁舎 SAKAKURA BASE 内
- 主催：伊賀市、伊賀上野 DMO
- 内容：別添チラシを参照ください。

主なプログラムの概要

	名称	概要
1	第3回U-22伊賀学王決定戦	3人1組で伊賀学王を決定するクイズイベント 中学生から22歳までが参加対象（参加者は事前申込制／観覧自由）
2	イガコレミーティング	観光まちづくりに知見を持つ有識者の講話を通じ、伊賀観光の課題や将来像を考えるトークイベント
3	イガコレサミット	海外で評価を得ている伊賀の事業者を外部の視点から深堀するパネルディスカッション
4	マチコレ	にぎわいのあるエリアにフォーカスをあて、そのエリアの目指す姿を考えるきっかけとするイベント (今回は新天地商店街エリア)
5	(特別企画) 若者会議 x ○ ○ = ! ?	旧上野市庁舎 SAKAKURA BASE 内で、伊賀市若者会議が観光のコレカラを公開討論

2 特記事項

- 本イベントのチラシは、広報いが3月号の配布に合わせて全戸配布します。
- イベントの情報は、伊賀市観光公式サイト「伊賀イド」にて随時更新します。

伊賀のコレカラを考える

イガコレ

観光EXPO 2026!

参加無料

3/22(Sun)

10:00~16:30



最新情報は上記QRコード
イガコレ観光EXPO 2026
特設サイトで確認ください。

場所

ハイトピア伊賀
+
新天地商店街



観光新時代！伊賀の**コレカラ**をつくるのは私達自身だ！

伊賀の「ソトカラ」サポーターズ

伊賀の「ナカカラ」サポーターズ



チャン
カワイ



夢眠
ねむ



生駒芳子



金野幸雄



総合司会 心之介。



新天地商店街



伊賀市観光大使
いが☆グリコ



伊賀市若者会議

主催(共催): 伊賀市・伊賀上野DMO 協力: 上野商工会議所・伊賀市商工会・OFFICE KATSURA 23番地・伊賀市若者会議・
CROSS CAFE・(株)伊賀市にぎわいパートナーズ・三重大学 三重創生ファンタジスタクラブ
問い合わせ: TEL 0595-22-9670(伊賀市観光振興課※平日のみ) TEL 0595-26-7788(一般社団法人 伊賀上野観光協会)
e-mailでのお問い合わせは info@iga-guide.com
※時間、内容等は変更の可能性がります。

EVENT PROGRAM すべて参加無料

※会場の都合上、入場を制限する場合があります。
 ※本チラシ記載の時間や内容等は変更する可能性があります。
 ※いが☆グリオのグリーンティング時間、その他最新情報については
 右記QRコードより「イガコレ 観光EXPO 2026特設サイト」
 で確認ください。

申込・詳細はこちら



イガコレ観光EXPO 2026 特設サイト

無料駐車場：
 桃青の丘幼稚園
 9:30～17:00

駐車場へのアクセス、
 ご利用についてはコチラ→



伊賀学王決定戦!

今年から大学生も参戦!
 参加者には全員、図書カード1,000円分プレゼント!

事前申込制(当日観覧は申込不要)

ハイトピア伊賀5階多目的大研修室

予選 10:00～11:00



3人1組で伊賀学の頂点を目指せ!
 参加チームによる午後からの決勝進出を
 かけた激しいクイズバトル!

本選 15:00～16:15



予選を勝ち抜いた4組による
 優勝決定戦!

テレビでおなじみ25枚のパネルを使った
 頭脳戦クイズバトル。応援・観戦も大歓迎。

イガコレサミット 申込不要

伊賀のコレカラをソカラとナカカラと徹底討論!

ハイトピア伊賀5階多目的大研修室 13:30～14:30

チャンカワイ、夢眠ねむが今年も参戦!



チャンカワイ
 ワタナベエンターテイメント



夢眠ねむ
 書店店主
 キャラクタープロデューサー



生駒芳子
 有限会社UNDERGROUND

伊賀市側からも続々参戦が決定!



遊士屋苺農園
 代表 宮澤大樹



長谷園
 8代目社長 長谷康弘

特別企画：若者会議 × OO = !?

旧上野市庁舎SAKAKURA BASE

① 11:30-12:30

② 15:00-16:00

申込不要

立場や世代を越えて、伊賀の未来を
 自由な発想で語る公開討論。
 おもしろいイガビト、全員集合!

※各回、参加者構成により議論内容が異なります ※途中参加・途中退出OK

イガコレミーティング 申込不要

ハイトピア伊賀5階多目的大研修室 11:30～12:30

「町をホテルにする」という発想を形にした先駆者が語る、伊賀のコレカラ
 城下町に未来はある - 歴史的資源が持つ可能性 -

基調講演：金野幸雄氏

内閣官房「歴史的資源を活用した観光まちづくり専門家会議」構成員

基調講演：池上順一氏

風のヘリテージ株式会社 (NIPPONIA HOTEL 伊賀上野 城下町運営)
 CRO (Chief Regional Officer)

マチコレ 新天地商店街 11:00～16:30

商店街の魅力発信!
 商店街のコレカラを応援しよう!



三重大学三重創生ファンタジスタクラブ
 による「みえフル(三重県産の柑橘を
 使ったジュース)」販売

スタンプを集めて
 でっかく回せ!

伊賀市で一番でかいガラポンは
 これだ! 景品もでかいぞ!

10:00～16:30



イガコレ [スタンプラリー & イガラPON]

5か所に設置してあるスタンプを集めて、ハイトピア1階エントランスにお持ちください。イガラPONに1回参加できます。

新天地商店街

ハイトピア
 5階ロビー

ハイトピア
 1階エントランス

伊賀流忍者
 体験施設

SAKAKURA BASE
 (旧市庁舎)

担当連絡先
人権生活環境部 人権政策課 担当者名：中川 電話番号：内線 2612

人権啓発パネル展の開催について

(1) 目的

毎月テーマを変えてパネル展を開催し、より多くの市民に人権啓発パネル等を見てもらうことで、さまざまな人権問題に触れてもらい、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざします。テーマもそれぞれ違いますので、ひとりでも多くの市民の方に興味を持っていただければと思います。

(2) 展示内容

①人権政策課「人権啓発パネル展」

東日本大震災から今年で15年が経とうとしています。時の経過とともに、災害の記憶は徐々に薄れてしまいます。しかし原発事故の影響で県外へ避難した人たちを忌避・排除する差別が起こったという事実があります。人権侵害と言う二次災害を起こさないために、当時のことをふりかえってみましょう。

また、2016年4月に施行された「障害者差別解消法」(2021年改正、2024年4月1日より施行)は、障害の有無によって分け隔てられることのない社会の実現を目的として成立しました。障害は社会の側にあるという考えのもと、社会的障壁をなくしてきた例を紹介します。

テーマ：「福島差別に学ぶ」「障がい者の人権②」

期 間：3月2日(月)～3月30日(月)

平日のみ午前8時30分～午後5時15分

伊賀市役所 本庁舎3階フロア (伊賀市四十九町3184番地)

②寺田市民館「じんけん」パネル展

「部落地名総鑑」とは、全国の被差別部落の名前、所在などが一覧で記された差別図書です。1975(昭和50)年に最初の地名総鑑の存在が明るみに出してからこれまで、同様の事件が後を絶ちません。これまでの取り組みを振り返り、今後の課題を考えます。

テーマ：「知っていますか？部落地名総鑑事件」

期 間：3月4日(水)～3月30日(月) 平日のみ 午前9時～午後5時

※3月10日(火)・17日(火)は午後7時30分まで延長

寺田教育集会所 第1学習室(伊賀市寺田225番地)

③いがまち人権センター「いがまち人権パネル展」

いがまち人権センターは、人権意識を高めるための啓発活動と共に、地域の教育文化向上や、高齢者の健康増進、福祉事業の充実をめざすなど、地域住民を支える活動を行っています。パネル展では、これらの取り組みと地域住民による人権活動などを手作りパネルで展示します。パネル展を通じて、人権について考えてみませんか。

テーマ：「人権センターの活動紹介 ～部落差別と向き合う～」

期 間：3月4日(水)～3月31日(火) 平日のみ 午前9時～午後5時

※3月5日(木)・12日(木)は午後7時30分まで延長

いがまち人権センター(伊賀市柘植町8898)

じんけんけいはつばねるてん 人権啓発パネル展

【3月のテーマ】

① 「福島差別に学ぶ」

東日本大震災から今年で15年が経とうとしています。
時の経過とともに、災害の記憶は徐々に薄れてしまいま
す。しかし原発事故の影響で県外へ避難した人たちを忌避・
排除する差別が起こったという事実があります。
人権侵害という二次災害を起こさないために、当時のこと
を振り返ってみましょう。

② 「障がい者の人権II」

2016年4月に施行された「障害者差別解消法」(2021
年改正、2024年4月1日より施行)は、障害の有無によっ
て分け隔てられることのない社会の実現を目的として成立
しました。障害は社会の側にあるという考えのもと、
社会的障壁をなくしてきた例を紹介しします。

てんじきかん
【展示期間】

がつふつか げつ がつ にち げつ
3月2日(月) ~ 3月30日(月)

てんじばしょ
【展示場所】

ほんちょうしゃ かい きたがわ えれべーたーほーる ①本庁舎 3階 北側エレベーターホール ②本庁舎 3階 国調閲覧室 壁面

とあ
【問い合わせ】

じんけんせいさくか てんわ ないせん
人権政策課 TEL 0595-22-9683 (内線2611)

てらだしみんかん

てん がつ

寺田市民館「じんけん」パネル展3月

し

知っていますか？

ぶらくちめいそうかんじけん

部落地名総鑑事件

ぶらくちめいそうかん

ぜんこく ひさべつぶらく

なまえ しょざい

「部落地名総鑑」とは、全国の被差別部落の名前、所在

いちらん しる

さべつとしょ

しょうわ ねん

などが一覧で記された差別図書です。1975(昭和50)年

さいしょ ちめいそうかん そんざい あか で

に最初の地名総鑑の存在が明るみに出てからこれまで、

どうよう じけん あと た と く ふ

同様の事件が後を絶ちません。これまでの取り組みを振り

かえ こんご かだい かんが

返り、今後の課題を考えます。

ばしょ

てらだきょういくしゅうかいしょ だい がくしゅうしつ

場所：寺田教育集会所 第1学習室

にちじ

がつよっか すい にち げつ

日時：3月4日(水)～30日(月) 9:00～17:00

えんちょうび

がつとお か か にち か

延長日：3月10日(火)・17日(火)

てんじ

*19:30まで展示しています。

と あ さき てらだしみんかん

お問い合わせ先:寺田市民館

TEL/FAX 23-8728



じんけんせんたーばねるてん いがまち人権センターパネル展

ねんど じんけんせんたーかつどうしょうかい 2025年度いがまち人権センター活動紹介 ぶらくさべつ む あ 部落差別と向き合う

じんけんせんたー じんけん かん ばねるてん まいつきおこな
いがまち人権センターでは、人権に関するパネル展を毎月行っています。

がつ がつ かつどうしょうかいばねる くわ じんけんせんたー しょくむ やくわり とく
3月は2月の活動紹介パネルに加えていがまち人権センターの職務と役割、その取り組みを
ばねる てんじ
パネルにして展示をします。

かいほううんどう なか どうわたいさくじぎょうとくべつそちほう じっし けいり せい
○解放運動の中から「同和对策事業特別措置法」が実施されてきた経緯や成果。

ねん がつ どうわたいさくじぎょう かんれんほう ほうしつこう あと どうわしやく
○2002年3月「同和对策事業」関連法が法失効となった後の同和施策のありかた。

いしきしょうさ ぶらく たい いしき げんじょう
○意識調査をもとにした部落に対する意識の現状。 など

ばねる つう じんけん かんが
パネルを通じて、人権について考えてみませんか。

がつ じんけん へいわ かんきょうてー 《3月の人権・平和・環境デー》

ついたち えい ずさべつぜろ ひ こくれんごうどうえい ずけいかくゆーえぬえいず せい
1日 エイズ差別ゼロの日 [国連合同エイズ計画UNAIDSが制定]

みつか ぜんこくすいへいしゃそうりつ すいへいしゃせんげん ようか こくさいじよせい
3日 全国水平社創立・水平社宣言 / 8日 国際女性デー

にち ひがしにほんだいいんさい ねん
11日 東日本大震災(2011年)

にち こくさいじんしゆさべつてつぱいでー せかいだうんしゅう ひ
21日 国際人種差別撤廃デー / 世界ダウン症の日

にち じんしゆさべつ たたか ひとびと れんたいしゅうかん
21~27日 人種差別と闘う人々との連帯週間

にち せかいみず ひ にち せかいきしゅう ひ みえけん じんけんけんせんげん ねん
22日 世界水の日 / 23日 世界気象の日 / 三重県人権県宣言 (1990年)

か せかいけつかくてー いちじる じんけんしんがい かん しんじつ たい けんり ぎせいしや そんげん こくさいじんけんてー
24日 世界結核デー / 著しい人権侵害に関する真実に対する権利と犠牲者の尊厳のための国際人権デー

にち こうりゅうちゅう ゆくえふめい すたつふ れんたい こくさいてー せかいかくち こうりゅうちゅう ゆくえふめい こくれんすたつふ
25日 拘留中または行方不明のスタッフと連帯する国際デー (世界各地で拘留中または行方不明の国連スタッフの
そうきかいほう ほんけん もと ひ
早期解放・発見を求める日)

どれいおよ たいせいようかんどれいぼうえきぎせいしやついでー
奴隷及び大西洋間奴隷貿易犠牲者追悼国際デー

にち きょういくきほんほうこうふきねんび ねん
31日 教育基本法公布記念日(1947年)

【期 間】 2025年3月4日(水)~3月31日(火)

ごぜん じ ごご じ ど にちようび しゅくじつ きゅうかん
午前9時~午後5時 ※ただし、土、日曜日・祝日は休館します。

がついつか にち もく ごご じ ぶん えんちよう
※3月5日、12日(木)は午後7時30分まで延長します。

【展示形式】 企画パネル

【展示会場】 〒519-1402 伊賀市柘植町8898番地

いがしじんけんせいかつかんきょうぶどうわか じんけんせんたー
伊賀市人権生活環境部同和課いがまち人権センター

てんわばんごう
電話番号(0595)45-4482

もより いんたーちえんじ めいはんこくどうか みつけいんたーちえんじ くるま やく ふん
(最寄の I C)名阪国道上柘植 I C より、車で約2分

担当連絡先
地域力創造部文化振興課
担当者名：井田
電話番号：0595-41-0400

伊賀市本庁舎アート情報（3月展示）について

《発表内容》

伊賀市本庁舎を利用して、絵画等の展示場所を市民に提供することと、市民の誰もが文化芸術に触れることができる場所を提供するために、本庁舎4階に市民ミニギャラリーを設置し、作品を展示しています。

今月の展示は次のとおりです。

また、多くの皆さんに文化芸術に触れ親しんでいただくため、本庁舎1階にも、美術作品や生花を展示します。

(1) 展示場所 伊賀市本庁舎4階 市民ミニギャラリー
1階 玄関横

(2) 展示期間 3月2日(月)～3月31日(火)
午前8時30分～午後5時15分(市役所の開庁時間に準ずる。)
※準備・撤去の都合により展示のない時間帯が生じる場合があります

(3) 展示内容

○【4階市民ミニギャラリー】

もりざねはるみ
森實春美 絵画作品展

○【1階玄関横】

伊賀市寄贈作品展

絵画 「五百羅漢」 あらきひろし 荒木寛

○華道(伊賀華道協会)

3月2日	～	3月6日	<small>いけのぼう</small> 池坊
3月9日	～	3月13日	<small>みしょうりゅう</small> 未生流
3月16日	～	3月19日	<small>さがごりゅう</small> 嵯峨御流
3月23日	～	3月27日	<small>いけのぼう</small> 池坊
3月30日	～	4月3日	<small>いけのぼう</small> 池坊

(4) 主催者 伊賀市 地域力創造部 文化振興課